

第8回 印西市総合教育会議 「インクルーシブ教育」

印西市教育委員会指導課
令和7年11月18日(火)



目次

1. インクルーシブ教育とは
2. 印西市の現状
 - a. 多様な学びの場・学校間連携
 - b. 障がいのある児童生徒のための合理的配慮・基礎となる環境整備
 - c. 教職員の専門性向上
 - d. 就学相談・就学先の決定の在り方
3. 印西市の課題
4. 児童生徒の今と未来を見据えた方向性



1. インクルーシブ教育とは



日本のインクルーシブ教育とは

◆ 国や地域により定義が異なっているものの、日本（文部科学省）では、

障がいのあるなしに関わらず、すべてのこどもが互いに人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認め合える、全員参加型の社会を目指す教育

としています。

障がいのある児童生徒の学びの場

- ◆ 国際的には「できるだけ同じ場で学ぶ」ことが推奨
- ◆ 日本では

障がいのある児童生徒は
特別支援学級や特別支援学校に在籍して学ぶ
ことが多い

※特別支援学級の児童生徒は
通常学級での交流学習など、共に学ぶ時間もあります。

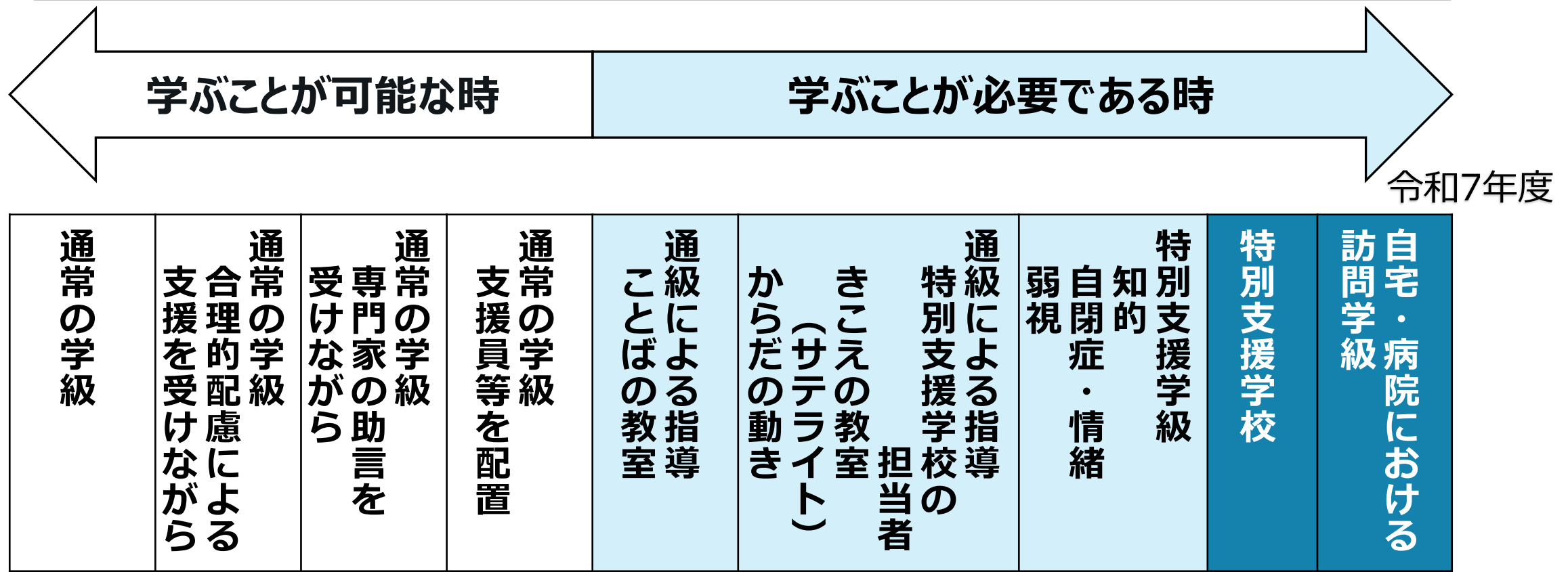
印西市のインクルーシブ教育の理念

◆千葉県教育委員会が示す

全ての児童生徒が、連続性のある多様な学びの場において、人間の多様性の尊重強化、障がい者の能力の最大限の発揮等を目指し、ともに学ぶ

ことを理念としインクルーシブ教育を推進しています。

連続性のある多様な学びの場



一人の児童生徒が、1日の中でも学習内容によって学ぶ場が変わります。

通常学級での学び

◆通常学級の児童生徒や、交流学习で学ぶ特別支援学級の児童生徒

通常学級の児童生徒	特別支援学級の児童生徒	支援の方法
○	○	合理的配慮を受けて
○	○	専門家の助言の実施
○	○	学習指導員や支援員の配置

通級指導教室や特別支援学級での学び

◆通級指導教室で学ぶ通常学級や特別支援学級の児童、特別支援学級で学ぶ児童生徒

通常学級の児童生徒	特別支援学級の児童生徒	支援の方法
○		通級（ことば・きこえ〔サテライト〕）
	○	通級（肢体不自由〔巡回〕）
	○	合理的配慮・支援員の配置

印西市が考える学び（学びの場）の視点

◆児童生徒自身が

- ✓ 授業の内容がわかる
- ✓ 学習活動参加に実感・達成感をもつ
- ✓ 充実した時間を過ごしている
- ✓ 生きる力（将来の自立に向けた力）を身に付ける

ことが重要

2. 印西市の現状



a 特別支援学級の状況

◆令和7年度

対象とする児童生徒	学級数	全体比 学級数で比較	児童 生徒数
知的機能に困難を抱える	51学級	10.8%	283人
自閉症や情緒的な困難を抱える	50学級	10.6%	280人
視覚に困難を抱える	1 学級	0.2%	1 人

a 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



a 通級指導教室の状況

- ◆現在53人の児童が通っています。
- ◆通常学級に在籍する児童生徒が、週に1～2コマ学んでいます。

対象とする児童生徒	教室数	児童数
言語機能に困難がある	3 教室	49人
聴覚に困難がある	1 教室	1 人
身体機能に困難がある	2 教室	3 人

大森小・内野小
牧の原小

牧の原小
(千葉聾学校サテライト)

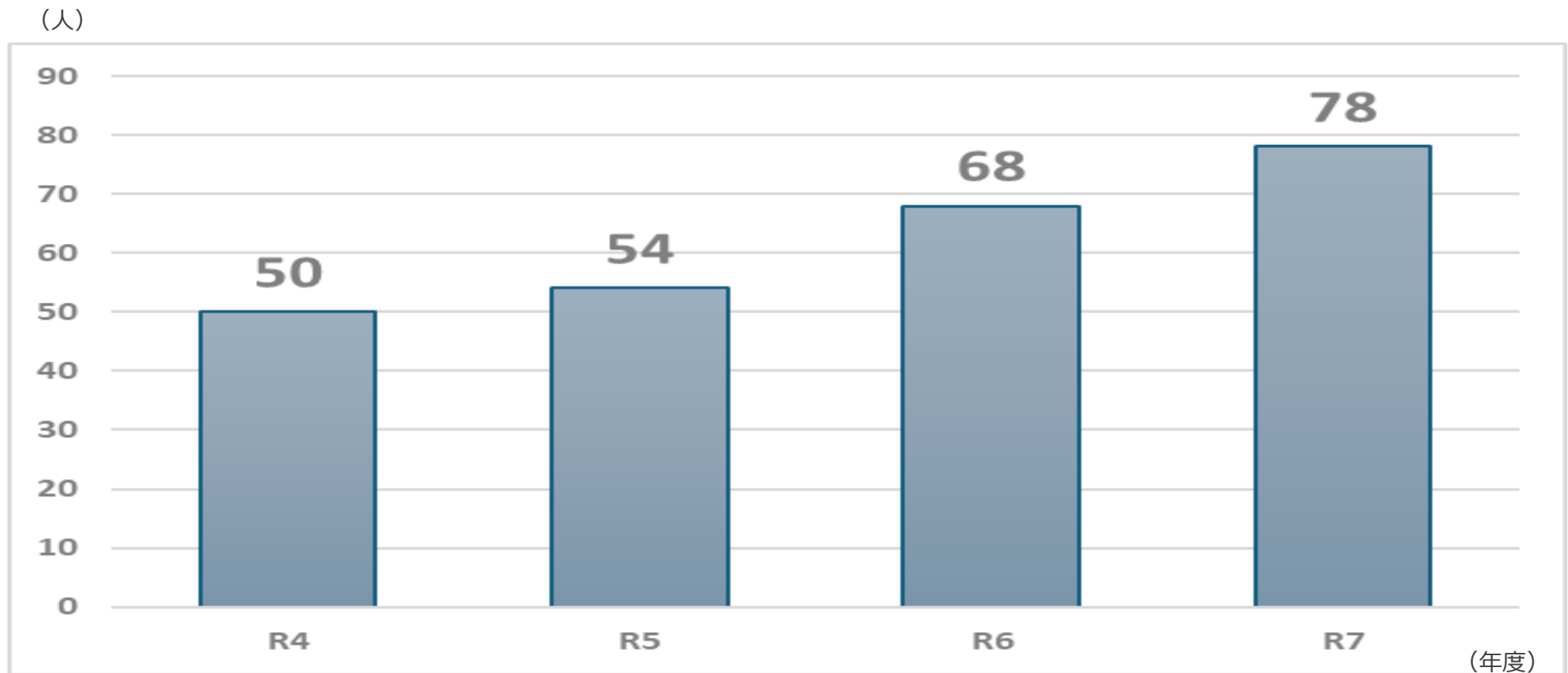
木刈小・原小
(栄特別支援学校巡回)

a 特別支援学校に通う児童生徒数

◆令和7年度

学 校 名		児童生徒数
印旛特別支援学校	知的	12人
我孫子特別支援学校	知的	57人
松戸特別支援学校	肢体不自由	7人
四街道特別支援学校	病弱	2人

a 特別支援学校に通う児童生徒数の推移



a 小中学校内や特別支援学校との交流

◆こどもたちが、互いに学びあえるように

➤特別支援学級と通常学級の交流

- 特別支援学級のこどもが、通常学級で学ぶ交流学习
- 通常学級のこどもが、特別支援学級の学習に参加

➤小中学校の児童生徒が、 特別支援学校での学校説明会・体験学習へ参加

➤特別支援学校の児童生徒が、 自宅近隣の小中学校での交流会（居住地校交流）

などの交流の機会があります。

b 合理的配慮について

◆合理的配慮とは

障がいのあるこどもが他のこどもたちと平等に教育を受ける権利を確保するために、学校が必要かつ適当な変更や調整を行うこと

◆R7年度に本市小中学校における合理的配慮

- 申請数342件、合意形成・提供数334件、相談中8件
- 申請数は全児童生徒数の約3%

b 印西市で提供されている合理的配慮

◆具体的に学校では、

- 座席の位置（見やすい、聴きやすい、集中しやすい等）
- 個別の声かけ
- 拡大教科書の使用
- ロジーマイク、補聴器の使用
- イヤーマフ、帽子の着用
- 車いす用の階段昇降機の設置
- 医療的ケア児に対する看護師の配置

などの合理的配慮が行われています。

b 市による人的支援

◆合理的配慮を提供するための人的支援として

- 学習指導員、支援員による指導・支援
 - 通常学級や特別支援学級に学習指導員や支援員を配置
 - こどもの困難の状況に応じた指導・支援を行う
- 心理士によるこども・保護者・学校への支援
 - 教育相談
 - 発達検査・検査結果の説明
 - 指導・支援の助言

をしています。

b 県による人的支援

▶ 特別支援アドバイザーの活用

- 北総教育事務所所属の特別支援の専門家
- 要請のあった小中学校に訪問（年4回）
- こどもや学校の状況を把握
- 学校に支援・指導について助言

▶ 特別支援学校の教員による指導・支援

- 保護者や小中学校からの相談・助言
- 小中学校へ訪問し、指導支援の助言
- 小中学校へ訪問し、通級指導教室の実施（サテライト・巡回）

c 教職員の専門性向上のために

◆特別支援教育充実に向け、

➤ 校内研修の実施

- 校内授業研究会・夏季研修会
- 市教育研究部研究会

➤ 県主催・市主催の研修会への参加

- 新規担当者対象研修（県主催）
- スキルに応じた専門研修（県主催）
- 特別支援コーディネーター研修（市主催）
- 特別支援担当者研修（市主催）

c 教職員の専門性向上のために

◆特別支援教育充実に向け、

- 外部講師を招聘した研修やケース会議の実施
 - 専門家チームによるケース会議
 - 北総教育事務所 特別支援アドバイザー活用
 - 特別支援学校等センター的機能活用
- 特別支援教育を支援するアプリのトライアル導入
 - リタリコ教育ソフトの試し導入

など、一人一人に応じた適切な指導や支援について学んでいます。

d 就学相談・就学先の決定の在り方

◆こども一人一人の教育的ニーズに応じた支援について、

- 早期からの教育相談、就学相談
- 就学候補先での面談、見学会、体験会
- 教育支援委員会における就学先の審議
- コスモスファイル（ライフサポートファイル）の活用
- 関係課、関係機関との連携

など、本人・保護者と合意形成を図っています。

3. 印西市の課題

- ◆ 困難の状況に応じて、設置のない特別支援学級
 - 難聴や病弱、肢体不自由などの特別支援学級がない
- ◆ 通級指導教室の更なる開設
 - 毎年、県に要望しているが、これに即した教員の配置がない
 - LDやADHD、難聴の通級指導教室がない
- ◆ 人的支援の整備
 - 学習指導員や支援員の人材確保が難しい



3. 印西市の課題

- ◆ 特別支援学級担任経験が浅い教職員の増加
 - 学級数や児童生徒数の増加
 - 毎年、新規の担当者が必要となる
- ◆ 早期からの就学相談に繋がらないケース
 - 出生から定期の健診を受けていない幼児
 - 就学までに、幼稚園や保育園等に就園していない幼児
- ◆ 合理的配慮の提供に対する抵抗感
 - 「他のお子さんと同じ学習やり方で・・・」 など

4. 児童生徒の今と未来を見据えた方向性

児童生徒が

- ✓ 授業の内容がわかる
- ✓ 学習活動参加に実感・達成感をもつ
- ✓ 充実した時間を過ごしている
- ✓ 生きる力（将来の自立に向けた力）を身に付ける

ために、

一人一人の教育的ニーズに応じた
連続性のある多様な学びの場を提供する

